

令和 8 年度神奈川県献血推進計画 (案)

本計画は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和 31 年法律第 160 号）の規定に基づき定める「血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針」（平成 31 年厚生労働省告示第 49 号、令和 6 年厚生労働省告示第 153 号一部改正）及び「令和 8 年度の献血の推進に関する計画」（令和 8 年 月 日厚生労働省告示第 号）に基づき、次のとおりとする。

1 献血目標

令和 8 年度に目標とする献血量は全血献血で 88,544 リットル、血小板成分献血で 19,264 リットル、血漿成分献血で 48,657 リットルの合計 156,465 リットルとし、確保すべき献血者数等の目標の内訳を次のとおりとする。

内訳

		献血量 (L)	献血者数 (人)
全血献血	200mL献血	1,029	5,143
	400mL献血	87,515	218,788
	小計	88,544	223,931
成分献血	血小板	19,264	35,328
	血漿	48,657	84,422
	小計	67,921	119,750
合 計		156,465	343,681

2 前項の目標を確保するために必要な措置

(1) 献血に関する普及啓発活動の実施

ア 若年層に対する普及啓発活動の実施

県、市町村、日本赤十字社神奈川県支部（以下「日赤県支部」という。）及び神奈川県赤十字血液センター（以下「血液センター」という。）は連携を図り、若年層の献血や血液製剤に関する理解の促進に取り組む。

(ア) 動画、SNS等を活用した広報

県、市町村及び血液センターは、「献血はいのちを救う」というメッセージを若年層が親しみやすい動画やSNS、ホームページ等の広報手段を用い、気軽に目に触れる機会を増やして発信し、献血への行動につなげる効果的な広報を展開する。

【取組内容】

- ・Youtube、デジタルサイネージ、ホームページ等による動画の放映

- ・Facebook、X（旧 Twitter）を活用したイベント情報提供

(イ) 生徒・学生に対する普及啓発

血液センターは、県及び市町村と連携し、献血の大切さや助け合いの心について啓発する献血セミナーを実施するほか、献血可能年齢になる高校生以上の生徒・学生に対する普及啓発を推進する。

また、献血セミナー等をきっかけとして献血に関心を持った献血未経験者等に、献血 Web 会員サービス『ラブラッド』への登録を働きかける。

【取組内容】

- ・中学校、高等学校等における献血セミナーの実施
- ・協力が得られる高等学校、大学等での献血の実施
- ・高校生に対する啓発資料の配布
- ・大学連携ポータルサイトを活用した情報発信

イ 幼少期の子どもとその保護者を対象とした普及啓発活動の実施

県及び血液センターは、子どもの頃から献血に触れ、献血の大切さを知ってもらうため、親子で一緒に献血に触れ合えるよう、血液センター等を活用した啓発を行う。

また、血液センターは、小さな子どもがいても献血に協力したいというニーズに応えるための事業を実施し、県はそうした取組に協力する。

【取組内容】

- ・キッズ献血の実施
- ・「お子様見守りサービス」の実施及び拡充、広報

ウ 神奈川県学生献血推進連盟との協力活動

県及び血液センターは、献血推進活動を行うボランティア組織である神奈川県学生献血推進連盟と協力し、若年層に献血の大切さを積極的に周知する。

【取組内容】

- ・キッズ献血（献血疑似体験イベント）への運営協力依頼
- ・ハロウィン、クリスマス時期の献血会場等での献血の呼びかけを依頼

エ 企業等における献血の推進

(ア) 企業・団体に対する取組の推進

血液センターは、県及び市町村と連携し、献血に協力していただける企業や団体を募り、その社会貢献活動の一つとして、集団献血の実施を含む企業等における献血の推進を促す。

(イ) 献血バス日程の広報

市町村及び血液センターは、地域における移動採血車の配車日程を広報し、効果的に献血が行われるよう住民に情報提供を行う。

【取組内容】

- ・市町村のホームページ、広報紙等による情報提供

(ウ) 職員献血の実施

県及び市町村は、各職員に対して、献血への積極的な協力を呼びかけるとともに、献血しやすい環境作りを推進する。

【取組内容】

- ・職員献血の実施

オ 複数回献血の推進

血液センターは、複数回献血者の継続的な協力が得られるよう、献血 Web 会員サービス『ラブラッド』の Web 会員の増強を図り、Web サービスを用いた依頼要請により予約献血など効果的な取り組みを行う。

県は、複数回献血につながるような取り組みを関係機関と連携して行う。

カ 献血推進キャンペーン等の実施

(ア) 献血推進キャンペーン

県、市町村及び血液センターは、国が全国的に実施する「愛の血液助け合い運動」（7月）、「はたちの献血キャンペーン」（1～2月）において、献血や血液製剤に関する理解と献血への協力を呼びかける。

【取組内容】

- ・ポスター等の啓発資材を関係機関等へ配布

(イ) 効果的な広報手段を活用した取組

県、市町村及び血液センターは、様々な広報媒体の活用やイベントの実施等を通じて、血液製剤の重要性、献血をとりまく諸課題を踏まえた現状、血液製剤の利用実態等に関する情報を提供するなど、県民に対して献血への理解と協力を呼びかける。

(ウ) 献血協力企業・団体への表彰

県及び日赤県支部は、長年にわたり献血に協力していただいている企業・団体に対して表彰を行う。

【取組内容】

- ・神奈川県知事賞
- ・県保健福祉事務所長賞
- ・日赤県支部長表彰

(2) 献血推進協議会の開催

県は、献血や血液製剤に関する県民の理解と献血への協力を求め、血液事業の適正な運営を確保するため、協議会を開催する。また、献血推進計画の策定、献血や血液製剤に関する教育、啓発の検討等について、採血事業者及び血液事業に関わる民間組織等との連携強化を図る。

(3) 献血の推進に際し、考慮すべき事項

ア 献血会場の提供

県及び市町村は、移動採血車による日程を血液センターと協議し、献血会場として公共施設を提供するなど、献血の受入れが円滑に行われるよう必要な措置を講じる。

イ 血液製剤の安全性の確保

県、市町村及び血液センターは、献血受付時の本人確認や問診の徹底及びH I V等の感染症の検査を目的とした献血の防止について、周知を図り、医療機関等での検査の受診を促す。

ウ 血液製剤の在庫水準の把握と不足時の対応

県及び血液センターは、血液製剤の在庫水準を随時把握し、在庫が不足する場合又は不足が予測される場合は、供給に支障を及ぼす緊急性を勘案し、各市町村への緊急献血の呼びかけなど必要な措置を講ずる。

エ 献血ルームの広報

県及び血液センターは、県民が献血ルームを利用しやすいように、SNSやホームページ等の様々な広報媒体の活用やリーフレットの配布等によりPRを積極的に行う。

オ 献血関係機関会議の開催

県は、より効果的に献血事業の推進が図れるよう、必要に応じて関係機関等と会議を開催し、献血推進に関する課題等について検討するとともに、情報交換の場として活用する。

3 災害時における血液確保等について

(1) 神奈川県地域防災計画に定める措置

県及び日赤県支部は、「災害用血液製剤の確保に関する協定書」に基づき、災害時において血液が円滑に供給されるよう「神奈川県地域防災計画」に定める所要の措置を講ずる。また、血液センターは災害時等における献血の受入れ体制を整備するとともに、県及び市町村と連携して広域的な血液の確保に努める。

(2) 新興・再興感染症まん延下の対応

血液センターは、新興・再興感染症まん延下においても、医療需要に応じた血液製剤の安定供給を図るため、安心・安全な献血環境の保持と献血者への感染防止を図るとともに、様々な広報媒体を活用して献血への協力を呼びかける。また、県及び市町村は、血液センターの取組を支援する。